

カードご利用のお客さま各位

カードご利用の注意事項と 重要なお知らせ

神戸市職員信用組合

平素は当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、偽造・盗難カードにより預金等が不正に引き出される被害が今なお多数発生しており、被害にあったカードは生年月日などの類推されやすい番号を暗証番号としていたケースが多く見受けられます。

被害に遭わないためにも、カードは厳重に管理し、また類推されやすい暗証番号は使用しないでください。類推されやすい暗証番号を使用していて被害に遭われた場合、法律及び当組合のカード規定に基づく損害の補てん金が減額される場合があります。

類推されやすい暗証番号を使用している場合は、すみやかに暗証番号を変更してください。

暗証番号はしょくしんATM、本店窓口にて変更できます。詳しくは本店までお問い合わせください。

なお、既に口座を解約している場合、カードを当組合へ返納している場合は、行き違いですのでご了承ください。



* 類推されやすい暗証番号とは・・・

生年月日、自宅の電話番号・番地、勤務先の電話番号・番地、職員番号、自動車等のナンバー、連続した番号（1234など）、同一番号（7777など）等

【偽造・盗難カードによる被害に遭わないための注意点】

1. 暗証番号の管理について

- (1) 暗証番号は他人に知られないよう十分に注意してください。
(当組合の職員や警察などで暗証番号を照会することはありません)
- (2) 暗証番号を通帳またはカードに記載しないでください。
- (3) カードと暗証番号のメモを一緒に保管（または携帯）しないでください。
- (4) 暗証番号には類推されやすい番号は使用しないでください。
- (5) ロッカーや貴重品ボックス等の金融機関の取引以外で暗証番号を使用しないでください。
- (6) 暗証番号は定期的に変更してください。

2. カードの管理について

- (1) カードは他人に渡さないでください。
- (2) カードを入れた財布等を自動車内など盗難に遭う危険性の高い場所に置かないでください。
- (3) カードも通帳や印鑑と同様に厳重な管理を行ってください。（長時間お手元から離さないようにしてください。）

3. その他

- (1) ATM ご利用の際はのぞき見されないよう注意してください。
- (2) ATM のご利用明細書をむやみに捨てないでください。
- (3) 通帳の記帳をできるだけ頻繁に行い、不審な取引がないかご確認ください。
※他の金融機関等のカードで偽造・盗難の被害に遭われた場合は、当組合のカードについても被害の有無をご確認ください。 なお、当組合のカードに被害がない場合でも暗証番号を変更されることをお勧めします。

【カード紛失・盗難時の緊急連絡先】

カードを紛失したり、盗難に遭った場合、暗証番号を他人に知られたり、偽造された（そのおそれがある）場合には、直ちに下記緊急連絡先までご連絡ください。また、最寄りの警察署にも届け出てください。

緊急連絡先

神戸市職員信用組合	平日 8:45~17:00	078-984-0504
しんくみATMセンター	24時間<年中無休>	047-498-0151

【被害に遭われた場合の損害補てん】

カードが不正に使用されないようお客さまが適切に管理していたにもかかわらず、カードの盗難、偽造等により不正使用され生じた払戻については、次のすべての事項に該当する場合、当組合がその損害を補てんします。

- (1) 盗難、不正引出し等に気づいてから速やかに当組合への連絡が行われていること。
- (2) 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
- (3) 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難等にあつたことが推測される事実を確認できるものを示していること。

ただし、お客さまに重大な過失または過失がある場合、損害の補てんに応じられないことや損害の補てん金が減額されることがありますのでご注意ください。

【お客様の重大な過失または過失となりうる場合】

1. お客さまの重大な過失となりうる場合（※損害の補てんに応じられない場合があります。）

お客さまの重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) お客さまが他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) お客さまが暗証番号をカード上に書き記していた場合
- (3) お客さまが他人にカードを渡した場合
- (4) その他お客さまに(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証番号を知らせた上でカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

2. お客さまの過失となりうる場合（※損害の補てん金が減額される場合があります。）

お客さまの過失となりうる場合の事例は以下のとおりです。

- (1) 次の①または②に該当する場合

①金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、職員番号、自動車などのナンバー、連続番号、同一番号を暗証番号にしていた場合であり、かつ、カードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、職員証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合

- ②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、カードとともに携行・保管していた場合
- (2) (1) のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合でこれらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
- ① 暗証番号の管理
- ア. 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、職員番号、自動車などのナンバー、連続番号、同一番号を暗証番号にしていた場合
- イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
- ② カードの管理
- ア. カードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- イ. 酪てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- (3) その他 (1)、(2) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

お問い合わせ先

神戸市職員信用組合 預金課

(直通) 078-984-0504 (内線) 953-2560